

# 老人福祉施設

令和5年度介護サービス事業者集団指導資料

長崎県長寿社会課 施設・介護サービス班

令和5年8月

# 介護老人福祉施設

## 指定基準

### 人員基準

- (1) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- (2) 生活相談員 入所者の数は 100 又はその端数を増すごとに 1 以上(常勤者)
- (3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師(看護職員のうち、1 人は常勤者)  
総数については、常勤換算方法で、入所者の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上

### 看護職員については、常勤換算で

- 入所者の数が 30 を越えない場合、1 以上
- 入所者の数が 30 を超えて 50 を越えない場合、2 以上
- 入所者の数が 50 を超えて 130 を越えない場合、3 以上
- 入所者の数が 130 を超える場合には、130 を超えて 50 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

- (4) 栄養士又は管理栄養士 1 以上
- (5) 機能訓練指導員 1 以上
- (6) 介護支援専門員 1 以上(常勤)

### 設備基準

- (1) 居室 入所者 1 人当たりの床面積は、10.65 平方メートル以上
- (2) 静養室
- (3) 浴室
- (4) 洗面設備
- (5) 便所

## (6) 医務室

(7) 食堂及び機能訓練室 それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3 平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。

(8) 廊下幅 1.8 メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7 メートル以上とすること。

(9) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること

上記の基準については、従来型の介護老人福祉施設の基準となります。

### ○施設長の資格要件（基準省令第5条第1項）

- (1) 社会福祉主事の要件を満たす者
- (2) 社会福祉事業に2年以上従事した者
- (3) 社会福祉施設長資格認定講習会を受講した者

施設長が不在とならないよう、変更がある場合は資格要件を確認のうえ速やかに届け出てください。

## 報酬

### 1. 身体拘束廃止未実施減算

施設において身体的拘束等が行われていた場合ではなく、

- ・身体的拘束等を行う場合の記録（その態様、時間、入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由）を行っていない場合
- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催していない場合
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない場合
- ・身体的拘束等の適正化のための従業者に対する定期的な研修（年2回以上、新規採用時）を実施していない場合

に、入所者全員について所定単位数から所定単位数の10%を減算する。

記録等を行っていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告するこ

ととし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入所者全員について所定単位数から減算することとなる。

コロナ対応や利用者の状況急変等で予定していた委員会が実施予定日に実施できないことも想定したうえで、年度当初に4回の委員会の計画を組むようにご対応ください。

(例)

	予定	実施
1回目	4月初週	4月初週
2回目	7月初週	7月最終週 (6月末からコロナ陽性者が発生し、日程調整)
3回目	10月初週	10月中旬 (委員会の構成者が都合により日程調整)
4回目	1月初週	1月初週

(3月に1回実施できるよう計画ください。)

## 2. 栄養管理に係る (栄養ケア・マネジメント未実施) 減算

経過措置が設けられており、令和6年4月1日以降は減算となります。

指定介護老人福祉施設基準第2条に定める栄養士又は管理栄養士(1)の員数若しくは指定介護老人福祉施設基準第17条の2(2)(指定介護老人福祉施設基準第49条において準用する場合を含む。)に規定する基準を満たさない事実が生じた場合については、その翌々月から基準を満たさない状況が解決されるに至った月まで、入所者全員について、所定単位数が減算(14単位/日)されることとする。(ただし、翌月の末日において基準を満たすに至っている場合を除く。)

1) 基準省令第2条第1項ただし書に規定する「他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないとき」とは、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士又は管理栄養士との兼務や地域の栄養指導員(健康増進法第19条に規定する栄養指導員をいう。)との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている場合であること。(入所定員が40人を超えない場合)

2) 指定介護老人福祉施設の入所者に対する栄養管理について、令和3年度より栄養マネジメント加算を廃止し、栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行うことを踏まえ、管理栄養士が、入所者の栄養状態に応じて、計画的に行うべきことを定めたものである。ただし、栄養士のみが配置されている施設や栄養士又は管理栄養士を置かないことができる施設については、併設施設や外部の管理栄養士の協力により行うこととする。

栄養士のみが配置されている施設や栄養士又は管理栄養士を置かないことができる施設でも、併設施設や外部の管理栄養士による協力が必要。

## その他留意事項

### 1. 口腔衛生の管理

指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(令和6年4月1日より義務化。)

指定介護老人福祉施設の入所者に対する口腔衛生の管理について、令和3年度より口腔衛生管理体制加算を廃止し、基本サービスとして行うことを踏まえ、入所者の口腔の健康状態に応じて、以下の手順により計画的に行うべきことを定めたものである。

1) 当該施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと。

2) 1)の技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直すこと。なお、口腔衛生の管理体制に係る計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合はその記載をもって口腔衛生の管理体制に係る計画の作成に代えることができるものとする。

- イ 助言を行った歯科医師
- ロ 歯科医師からの助言の要点
- ハ 具体的方策
- ニ 当該施設における実施目標
- ホ 留意事項・特記事項

3) 医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に、介護職員に対する口腔清掃等に係る技術的助言及び指導又は(2)の計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと。